

## 鳴門市公共工事における中間前金払事務取扱要領

### 第1条 (趣旨)

この要領は、鳴門市工事請負契約約款に関する規則（昭和49年鳴門市規則第9号、以下「規則」という。）第29条第4項に定める前金払（以下「中間前金払」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2条 (中間前金払の対象工事)

1件の当初請負代金額が100万円以上の工事を対象とする。

### 第3条 (中間前金払の要件)

次の全ての条件を満たす場合に、中間前金払を行うことができるものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

### 第4条 (中間前金払の割合)

請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額（変更契約がある場合は変更後の請負代金額）の10分の6を越えてはならないものとする。

### 第5条 (部分払との併用の禁止)

中間前金払と部分払の併用は禁止する。

ただし、第7条に該当する場合についてはこの限りでない。

### 第6条 (中間前金払に係る認定及び請求の方法)

- ①請負者は、中間前金払の認定を受けようとする場合は、中間前金払認定請求書（様式1）に 工事履行報告書（様式2）を添付し、契約事務担当者に提出するものとする。
- ②発注者は、前項の請求があったときは、前記第3条の中間前金払の要件の全てを満たすものであるかどうかの確認を行い、確認後は認定調書（様式3）を作成し、請負者に交付するものとする。
- ③認定調書の交付は、当該請求を受けた日から14日以内に行うこととする。ただし、請負者が提出する資料について内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときはこの限りではない。
- ④第3条に定める要件の確認は、「工事履行報告書」、「工程表」等の資料をもって足りることとし、特に必要と認める場合を除き、特別の現地確認は要しないものとする。
- ⑤第3条に定める要件の工程や経費が明らかに2分の1を越えないと認められる場合を除き、要件を満たしているものとみなす。
- ⑥工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を第3条の(3)の経費に加算して認定することができるものとする。
- ⑦設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われている場合は、変更契約の締結前であっても、当該新規工種等に係る進捗状況を、第3条の(2)の作業

及び第3条の(3)の経費に含めることができるものとする。

- ⑧発注者は、請求のあった工事が第3条に定める要件を満たしていない場合又は工事の発注時期及び契約工期を勘案し、中間前金払をすることが妥当でないと認められる場合には、認定しないこととする。この場合においては、発注者は認定を行わない旨を速やかに請負者に通知するものとする。
- ⑨請負者は、前記②の認定に基づき中間前払金の支払いを請求する場合には、請求書に当該中間前払金に関する保証契約に係る保証証書を添えて契約事務担当者に提出するものとする。

#### 第7条 (債務負担行為及び継続費の工事の特例等)

- (1) 当該年度の出来高予定額が当該年度内に支出できる見込のものを対象として中間前金払をすることができるものとする。なお、この場合の第3条に定める要件は、それぞれの年度ごとの工期、工程により認定するものとする。
- (2) 中間前金払を選択した場合においても、各年度の出来高予定額(最終年度に係るものを除く。)に係る当該年度末の出来高に対する部分払い及び繰越に係る工事における年度末の部分払いについては、行うことができるものとする。

#### 第8条 (契約書の記載)

- (1) 中間前金払の対象工事については、契約書に「前金払いの特約条項」として10分の2以内で支払われる中間前払金額を記載すること。
- (2) 減額の変更契約を行う場合、中間前払金額については、既に支払った前払金額との合計が、変更後の請負代金額の10分の6以内になるようにその都度減額すること。ただし、既に支払いを終えた場合はこの限りではない。

この要領は、平成26年6月1日以降に契約(変更契約を除く。)を行う工事について適用する。